

平成25年7月にS18XXフォトレジスト用現像液（MF CD-26、MF-319、MF-320など）が毒物指定されました。平成25年7月以前に購入した現像液は毒物として管理する必要はありませんが、それ以降に購入した現像液は毒物として管理する必要があります。

毒物は鍵付きの専用保管庫での保管する必要があります。また、薬品管理システム（IASO）を用いた重量管理が求められています。以下にフォトレジスト用現像液の管理について記述します。

1. 専用保管庫

東8号館クリーンルームでは現像液はクラス100内8番の保管庫に保管（平成26年1月現在）されています。保管庫の鍵は更衣室のキーボックス内です。

2. 毒物表示ラベル

平成25年11月の東京都の立ち入り調査の際、フォトリソ用現像液には「医薬用外毒物」のラベルを、個々の容器に貼るように指示がありました。クリーンルーム用ラベル用紙に印刷された「医薬用外毒物」のラベルがクリーンルーム内に用意されていますので貼ってください。詳細は加藤さんに聞いてください。

3. 電子天秤

重量管理は容器を含めた重さで管理します。重さを測るのに電子天秤が用意してあります。未使用の現像液容器の重さは6000g未満です。最小目盛0.2gで最大6000gまで測定できる電子天秤が専用保管庫の上に置いてありますので、使用前および使用後の容器の重さをこの電子天秤で測定します。この電子天秤はバッテリー式で、充電のために移動されていることがあります。

4. IASO バーコードラベル

薬品管理システム（IASO）では、薬品容器ごとにバーコードを張り付けて、バーコードから読み取ったバーコードNo.を用いて薬品の管理をします。バーコードはクリーンルーム対応のラベル用紙に印刷してください。クリーンルーム対応のラベル用紙は希望する研究室に配布しています。配布を希望する場合は加藤さんに連絡してください。

5. IASO への現像液の登録

IASO への現像液の登録手順を示します。

(1) 初期画面

ログインしたら「薬品登録」を選択します。

初期画面は右のようになっています。

IASOにはフォトリソ用現像液としてMF CD-26、MF-319、MF-320などが登録されていますが、薬品ラベルバーコードはありません。

「薬品検索」を行います。

図1 「薬品登録」の初期画面

(2) 薬品検索

「薬品名」の右側を「部分一致」に変更して「現像液 MF」と入力して「全検索」を行います。少し待つと図2のように検索結果の薬品名に現像液名が表示されますので、該当する現像液名をクリックします。

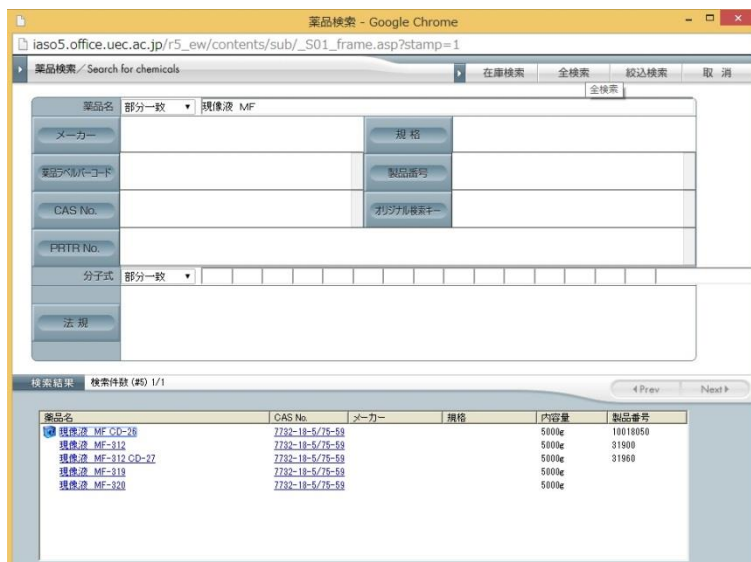


図2 「薬品検索」の画面

(3) 薬品登録

画面が薬品登録画面に切り替わり、「薬品名」の欄に選択した現像液名が表示されているはずですが。

次に保管場所を指定します。現像液用の保管庫は8番ですので、「保管場所」をクリックして、8を選択します。

終わったら右上の「ENTER」をクリックします。



図3 「薬品名」選択後の「薬品登録」画面

(4) バーコード発番

現像液容器に貼り付けた IASO バーコードを読み取ります。正常に読み取ることができれば「IASO バーコード No.」に番号が入力されます。「IASO バーコード No.」右側のチェックボックスは必ずチェックしてください。チェックすると「見掛残量」の欄が現れますので、電子天秤で未使用の現像液容器の重さを測定して入力します。「決定」をクリックすれば登録作業は終了です。



図4 「バーコード発番」の画面

6.使用の手順

毒物は使用するたびにIASOへの入力が必要です。ログイン後、「持出・返却」をクリックして、IASO バーコード No.の読み取りを行います。

画面には「使用前」の欄に、前回IASOに入力した際の使用後の重さが表示されています。まず使用する前に現像液容器の重さを測り、「使用前」の欄に表示されている重さと同じであることを確認します。

現像液を使用したら容器の重さを測り、使用量を計算して、IASO画面に入力します。使用量として誤った値を入力した場合、後から値を変更することはできません。慎重に入力してください。

「使用目的」は教育研究を選択します。右上の「ENTER」をクリックすると「返却」するか「空ビン」登録するかを選択できるウィンドウに切り替わります。通常は「返却」を選択して入力作業は終了です。

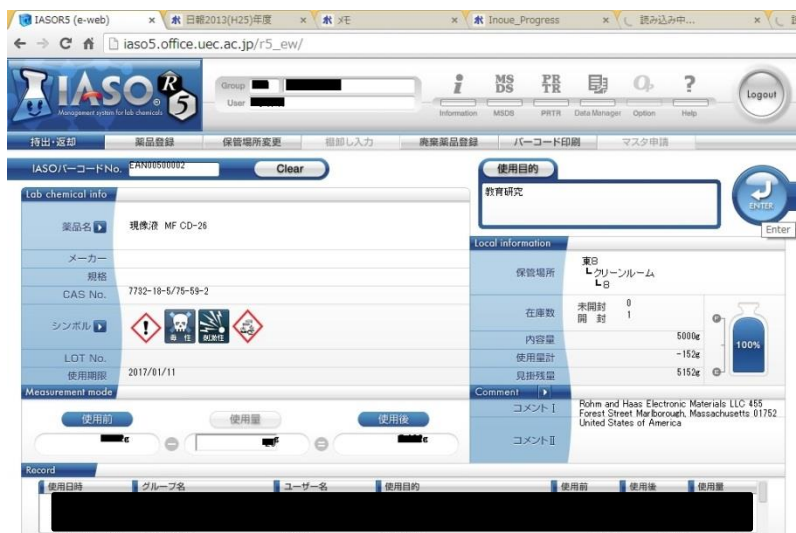


図5 「持出・返却」の画面